

# 介護老人保健施設草加ロイヤルケアセンター 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション事業所運営規程

## (事業の目的)

第1条 医療法人財団明理会が開設する介護老人保健施設草加ロイヤルケアセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 指定通所リハビリテーション事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことによって、利用者の心身機能の維持回復を図るものとする。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称・所在地・定員等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| ① 名称    | 草加ロイヤルケアセンター<br>通所リハビリテーション |
| ② 所在地   | 草加市柿木町123-2                 |
| ③ 事業所番号 | 1151880038                  |
| ④ 定員    | 64人                         |

## (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(法令基準以上による)

- |                     |      |
|---------------------|------|
| ① 医師                | 1名   |
| ② 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | 1名以上 |
| ③ 看護・介護職員           | 7名以上 |
- ※看護職員、介護職員は、リハビリテーションに伴って必要な看護、介護及び援助を行う。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ④ 管理栄養士     | 1名          |
| ⑤ 調理人〈業者委託〉 | エームサービス株式会社 |
| ⑥ 事務職員      | 1名以上        |

従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- |       |                |
|-------|----------------|
| ① 営業日 | 月曜日から土曜日までとする。 |
|-------|----------------|

ただし、12月31日から1月2日までを除く。

- ② 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時00分～午後16時05分までとする。

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、**介護報酬告示上の額の介護保険負担割合証記載の割合の額とする。**

- ① 機能訓練
- ② 入浴（一般浴・機械浴）
- ③ 食事の提供
- ④ 健康状態チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ 延長サービス（介護給付）
- ⑦ リハビリマネジメント（介護給付）
- ⑧ 運動器機能向上（介護予防）
- ⑨ 口腔機能向上（介護予防）

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要する送迎の費用は、基本料金に含まれる。

3 食費・おむつ代・日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべきは、実費を徴収する。その費用は、別表（自費一覧）の通りである。

4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあつては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第8条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域

草加市・越谷市全域、  
八潮市（八条・鶴ヶ曾根・緑町・中央（1.3.4）・柳之宮・伊草・新町・南後谷）  
吉川市（木売1丁目・吉川・吉川1丁目・平沼・保）  
三郷市（彦糸・彦音・彦成・天神・泉・駒形）

但し、利用者の送迎乗車時間、地域ごとの利用者人数を考慮し、当施設を起点として送迎時間片道30分程度を送迎範囲とする。

※今後、上記以外の地域居住の利用希望者が複数ある場合は通所定員を考慮し、柔軟に対応します。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(個人情報保護)

第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第12条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。

(2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。

(3) 体調不良等によって通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業者は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人財団明理会 理事長と事業所の管理者と協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年04月01日から施行する。

平成24年11月01日一部改訂し施行する。

平成26年08月01日一部改訂し施行する。

平成27年01月01日一部改訂し施行する。

平成27年07月01日一部改訂し施行する。

平成29年07月01日一部改訂し施行する。

平成30年02月01日一部改訂し施行する。

令和01年10月01日一部改訂し施行する。

令和03年04月01日一部改訂し施行する。